

令和6年8月27日

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について（お知らせ）

令和6年8月1日以降の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額等については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

〔育児休業手当金〕

（1）給付割合が67／100の場合

- ・給付上限相当額 14,334円
- ・給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額
第30級 500,000円

（2）給付割合が50／100の場合

- ・給付上限相当額 10,697円
- ・給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額
第30級 500,000円

〔介護休業手当金〕

給付割合が67／100の場合

- ・給付上限相当額 15,778円
- ・給付上限相当額を超える標準報酬の等級及び標準報酬の月額
第31級 530,000円

保険課給付係 TEL：022-263-6411 FAX：022-266-8276
--